

雇児発0401第6号
平成27年4月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
（公印省略）

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について
（通知）

認可外保育施設については、従来、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が認可外保育施設を指導する際の指針をお示ししてきたところであるが、今般、子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、認可外保育施設についても、当該制度との整合性を図る観点から、所要の整理を行い、以下のように改正を行うこととするので、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願いたい。

なお、社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会における取りまとめ（平成26年11月19日取りまとめ）や、現在、内閣府において行われている「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」における議論の内容を踏まえ、改めて、改正を行う予定であるので、御了知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。